

# ～ 税務署からのお知らせ ～

## 記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

個人の白色申告者のうち、前々年分あるいは前年分の事業所得・不動産所得・山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方（所得税の申告の必要がない方を含みます。）について、平成26年1月から同様に必要となります。

## 生命保険料控除が変わります

平成24年分所得税および平成25年度分町県民税から適用されます

○税法改正により・・・

平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る生命保険料控除が変わります。

○「生命保険料制度の改正概要」について・・・

(1) 介護医療保険料制度の新設

これまでの「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」に加え、介護・医療保障にかかる共済掛金に対して「介護医療保険料控除」が新設されました。

(2) 各保険料控除の適用限度額の変更

「一般生命保険料控除」および「個人年金保険料控除」の適用限度額が、所得税は5万円から4万円に、住民税は3.5万円から2.8万円に変更され、新設される「介護医療保険料控除」も同額の限度額が適用されます。

(3) 合計適用限度額の変更

「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」「介護医療保険料控除」の合計適用限度額が、所得税は10万円から12万円に拡充されました。

※住民税は7万円から変更ありません

## <生命保険料控除全体像>

【旧制度】：2011年12月31日以前に発行した共済契約

<合計適用限度額>  
所得税：10万円、住民税7万円

「一般生命保険料控除」  
適用限度額：所得税 5万円  
住民税 3.5万円  
遺族保障・介護保障・医療保障等

「個人年金保険料控除」  
適用限度額：所得税 5万円  
住民税 3.5万円  
老後保障

改正

【新制度】：2012年1月1日以後に発行した共済契約

<合計適用限度額>  
所得税：12万円、住民税7万円

対象外  
「一般生命保険料控除」  
適用限度額  
所得税 4万円  
住民税 2.8万円  
遺族保障

「介護医療保険料控除」  
適用限度額  
所得税 4万円  
住民税 2.8万円  
介護保障・医療保障等

「個人年金保険料控除」  
適用限度額  
所得税 4万円  
住民税 2.8万円  
老後保障

- 基本契約、特約の内容に応じて適用される保険料控除を区分
- 身体の障害のみに起因して共済金が支払われる部分にかかる共済掛金は控除対象外

内容の詳細は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) に掲載されています。

連絡先 阿蘇税務署 (電話0967-22-0551) ※自動音声案内